

徳島県防犯カメラ設置支援事業
補助金交付要綱の運用に関するガイドライン

令和8年6月
徳島県警察本部
生活安全企画課

徳島県防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱の運用に関する ガイドライン

第1 はじめに

1 策定の目的

このガイドラインは、徳島県防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事項の解釈や運用の考え方を明らかにするとともに、防犯カメラを適正に設置・運用することにより、地域における安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に資することを目的として策定するものです。

2 防犯カメラとプライバシーの保護

防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に大きな役割を果たすものです。

その一方で、人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨を踏まえた慎重な取扱いが求められることから、撮影される方のプライバシーを侵害することがないように、十分配慮する必要があります。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に定められている個人情報として適正に取り扱うことも求められています。

要綱に基づく防犯カメラは、公共空間における犯罪の抑止や子供の見守り等（以下「犯罪の抑止等」といいます。）を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に配慮することが必要です。

第2 防犯カメラの種類、設置場所、撮影範囲等について

1 防犯カメラとは（要綱第2条関係）

要綱に基づき設置された防犯カメラは、要綱に加えて、このガイドラインに規定された事項についても留意し、適切に運用していただくことになります。

要綱に定める防犯カメラとは、犯罪の抑止等を目的に設置されるカメラであって、次の要件を全て満たすものをいいます。

画角（撮影範囲）に個人の居宅等が含まれる場合や、設置目的に照らして

画角を確認する必要がある場合には、必要に応じて、警察職員が画角を確認した上で、市町村に対し、ガイドラインに照らした助言等を行います。

- (1) 不特定多数の人を撮影するため、継続的に設置され、個人の識別が可能な画像を撮影するカメラ（専ら商業施設内、住居又はマンション出入口等を撮影するものを除く。）
- (2) 画像等（画像と一体的に記録された音声を含む。）を記録用媒体に保存するカメラ

2 防犯カメラについて

(1) 防犯カメラの種類

防犯カメラについては、犯罪の抑止等を目的として、継続的に撮影を行うカメラであって、画像記録装置を有するものであり、モニター等により撮影と同時に画像を視認することができないものをいいます。

(2) 推奨される機能及び性能

- ア 有効画素数が200万画素以上であること
- イ 動作状態を外部から確認することができること
- ウ G P S による自動時刻補正機能があること
- エ 外部記録媒体への録画日数が10日間以上であること
- オ カラー画像であること
- カ 商用電源を用いるものであること
- キ I R 赤外線を用いて夜間も撮影することができること
- ク 屋外用として使用できる防水・防塵性能があること
（基準：国際電気標準会議規格IP66相当以上）
- ケ 盗難防止措置がなされること
- コ サイバーセキュリティ対策がなされていること

3 公共空間（撮影範囲の考え方及び配慮しておくべき事項）

「公共空間」とは、道路、公園、駅前広場等の不特定多数の人が利用する場所のことをいいます。

なお、撮影範囲に個人の居宅等が含まれる場合には、撮影に関する承諾を得ておくことが適当であり、必要に応じて、申請される方は、承諾書等、承諾を得たことを疎明する資料を徴収しておくことが望ましいです。

また、申請される方によって撮影する場所は千差万別であることから、列挙したもの以外のもので、公共空間に該当するか否か疑義のあるものについては、必要に応じて、警察職員が設置予定場所の状況を確認した上で、市町村に対し、ガイドラインに照らした助言等を行います。

4 防犯カメラの画角（撮影範囲）の判断基準について

防犯カメラの画角は、犯罪の抑止等の設置目的を達成するために必要なものとし、主として公共空間を撮影するものとします。

画角に個人の居宅等が含まれる場合や、設置目的に照らして画角を確認す

る必要がある場合には、必要に応じて、警察職員が画角を確認した上で、市町村に対し、ガイドラインに照らした助言等を行います。

なお、画角に含まれる個人の居宅等の管理者から要請があれば、マスキングを施すなど、プライバシーの保護に留意しなければなりません。

第3 設置者について

○ 設置者に関する補足事項

要綱第2条第1項第2号に規定する「地域防犯組織等」とは、

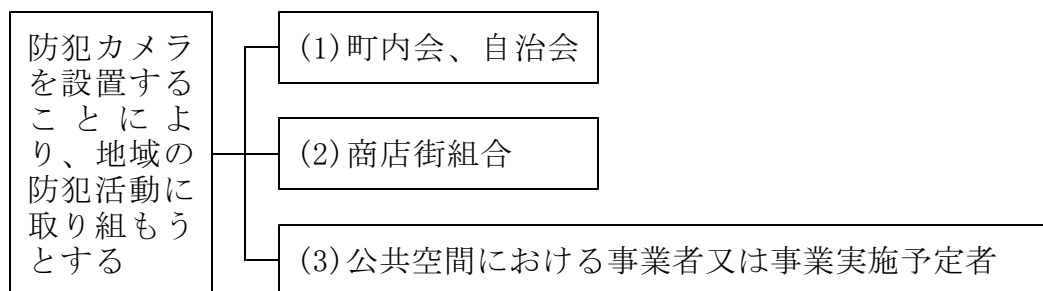
- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- (2) 組織の構成員が3名以上であること
- (3) 規約、代表者等を定めていること
- (4) 防犯カメラを設置する目的が、営利を目的としたものでないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした組織でないこと

の全てを満たした組織のことをいいます。

営利企業であっても、これらの条件を全て満たしている場合に限り、地域防犯組織等に該当します。

なお、防犯カメラの設置に当たっては、当該組織に係る総会や理事会又はその構成員の意見を集約する場において、防犯カメラを設置することが承認され、かつ、それが議事録やそれに類する書面などが作成されていることが望ましいです。

(防犯カメラの申請者) イメージ



第4 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入口付近に、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示することが必要です。

防犯カメラを設置している旨を記載した看板等を設置しましょう。

2 管理責任者の指定

防犯カメラは、その運用を誤ればプライバシーの侵害につながりますので、その管理及び運用に当たっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

3 画像データの保存・取扱い

個人の画像データが、本人の知らない間に社会に出回することは絶対に避けなければなりません。

防犯カメラの画像データについても、外部に流出することのないよう一定のルールに基づき慎重な管理を行う必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラ、その他録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認等を行う者を限定することが妥当です。取扱いを行う担当者を指定し、指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、毀損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間を設定することが必要です。

管理規程で必要な保存期間を定め、保存期間が経過した画像データは、速やかに消去してください。

(3) データの厳重な管理

録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）については、管理責任者や取扱担当者以外の閲覧や盗難の防止のため、施錠のできる設備の中で厳重に保管し、外部への持出ができないよう十分に注意しましょう。

なお、記録媒体への画像データの記録に当たっては、個人情報の流出を避けるため、インターネットや無線等を使用した記録方式はできる限りとらないように努めてください。

(4) 個人情報の外部流出防止措置の徹底

期間が経過したまた、画像データを保存している記録媒体の故障により記録媒体を新品に交換するあるいは記録媒体を含めた防犯カメラ機器一式を撤去廃棄する場合等は、画像データの外部流出を防止するため、設置者の責任において、当該記録媒体に保存された画像データを完全に消去し、記録媒体を物理的に破壊するなど、個人情報の外部流出防止措置を確実に行ってください。

4 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、防犯カメラによって人の容貌・姿態という個人情報を収集し、管理することになります。したがって、防犯カメラの管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報を人に漏らしてはなりません。

5 画像データの閲覧及び提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、設置者であっても、設置目的以外の目的で画像データの閲覧をしてはいけません。

また、設置者は、次の場合を除き、画像データを第三者に閲覧させたり提供してはいけません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 警察から要請を受けた場合
- (3) 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

さらに、画像データを提供するときは、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

6 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、あらかじめ苦情等に対する対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応してください。

7 定期的な点検の実施

防犯カメラ本体、録画装置等は、長期間使用していると劣化し、撮影又は録画に不具合が生じる場合があります。

不具合を放置すると、大きな故障の原因のほか本来の設置目的である犯罪の抑止等にも支障が出ます。

防犯カメラ等の不具合を早期に発見するためにも、設置後は定期的な点検の実施に努めてください。

第5 管理規程の作成が必要です

○ 管理規程の策定

防犯カメラの設置者は、管理責任者や取扱担当者等によって、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を盛り込んだ管理規程を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。

なお、策定に当たっては、別添の「管理規程作成例」を参考にしてください。

第6 年度内執行の原則

○ 特に年度末近くに申請をされる場合の注意事項（市町村担当者向け）

補助金の交付を受けるためには、設置が完了しているだけでなく、その年度内に警察職員の行う確認検査まで終了していなければなりません。

確認検査ではカメラが直ちに録画できる状態であることはもちろん、「カメラ作動中」の看板等を設置していることまで含めて、その全ての工事・行程が終了している必要があります。

特に、実績報告は、

- (1) 警察における事前審査
- (2) 市町村における補助金交付決定通知
- (3) (2)による通知を受けてからの工事の実施
- (4) 工事の完了
- (5) 市町村による確認検査

という手順を経てから行うものですが、これらは概ね2か月以内に完了するのは困難となる場合が想定されます。

したがって、実績報告は、受付期間である令和9年2月末であることを念頭に、できるだけ早めに上記手順を行っていただきますようお願いします。

また、予算の範囲内において執行することになりますので、申請の受付期限到達前に申請を締め切る場合があります。

第7 事業実績報告書の期限内の提出

○ 期限内の提出がなければ補助金の交付が取り消されます。

（要綱第9条関係）

実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して

- (1) 30日を経過した日

又は

- (2) 補助事業の完了の日に属する年度の2月28日

のいずれか早い期日までに、要綱第9条第2項第1号から第3号に規定する「事業実績書」、「補助金実績調書」、「歳入歳出決算書」を提出しなければなりません。

この期限内に正しく実績報告書等を提出していただかないと、補助金の交

付決定が取り消され、補助金が受けられなくなります（根拠規定：徳島県補助金交付規則第11条～13条）。

なお、補助事業が完了した日とは、設置工事と申請者が行う完成検査が完了し、領収書等により実績額が明らかとなった日となります。

第8 終わりに

防犯カメラを設置することが地域の防犯力の向上につながることは、県内における事例で既に実証されていますが、その一方ではプライバシーの問題もあり、防犯カメラで撮影されることが無制限に許されるものではありません。

補助金を利用して防犯カメラの設置を行おうとする方々は、要綱とこのガイドラインの内容に留意し、プライバシーに配慮した上で適切かつ効果的に防犯カメラを活用し、地域の防犯力や魅力の向上につなげていただきますようお願いいたします。